

重点要望項目

要望項目	新型コロナウイルス感染症対応のための財源の確保について（継続【一部新規】）		
要望先	国	内閣府	
	県	企画政策部（地域活力振興課）、健康福祉部（医療薬務課）	
	その他		
関係法令		事業主体	国、青森県、青森市

要 望 事 項 の 内 容	
<p>新型コロナウイルス感染症の感染拡大によって全国各地の地域経済が深刻な影響に見舞われる中、政府によって「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」が創設され、各自治体では臨時交付金を積極的に活用し、感染拡大の防止、雇用の維持と事業の継続、経済活動の回復等、地域の実情に応じたきめ細かな対策を講じてきたところであるが、経済対策のみならず、感染拡大防止対策に必要な不可欠な事業についても一般財源による対応を余儀なくされています。</p> <p>県では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により大きな影響を受けている地域経済を維持、回復するため、令和2年度に「青森県新型コロナウイルス感染症対応地域経済対策事業費補助金」を創設し、市町村の取組を支援していたものの、今年度も青森ねぶた祭をはじめ、県内各地の夏まつりを中止せざるを得ない等、本県経済は現在も疲弊し、平常時まで回復したとは言い難い状況であり、各市町村では、県と連携し一丸となって地域経済対策を実施していく必要があります。</p> <p>今後、感染拡大防止と社会経済活動を両立し、ポストコロナに向けた経済構造の転換や好循環の実現に向けて引き続き歩みを進めていくためには、各自治体による地域の実情に応じたきめ細かな対策が不可欠であります。</p> <p>一方、青森市民病院は、感染症対応設備等の機能を有する感染症指定医療機関ではなく、医師等の人的制約がある中において、新型コロナウイルス感染症患者への対応を自治体病院の使命と捉え、ワンフロアをゾーニングし、一般病床を感染症病床に転用して、同感染症患者を優先的に受け入れる重点医療機関としてその対応に当たっており、また、浪岡病院においても、同感染症疑い患者を優先的に受け入れる協力医療機関として病床を確保しているところであります。</p> <p>国・県では、新型コロナウイルス感染症への対応について、「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）」による支援を実施しているところでありますが、国の通知では当該支援制度をおおむね令和3年9月末までとしており、10月以降の対応は、今後の感染状況、執行状況を踏まえ検討することとしているところです。</p> <p>しかしながら、コロナ医療と一般医療の両立を図り、安全かつ安心な医療を提供していくためには、引き続き、院内感染防止対策の強化とともに、新型コロナウイルス感染症対応病床を確保していく必要があるものと認識しており、そのための体制整備等に当たっては、令和3年10月以降及び令和4年度においても県の支援が不可欠であります。</p> <p>以上を踏まえ、次の事項について特段の御配慮をいただきたい。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 地域の実情に応じた取組を支援し、全県的な地域経済回復の後押しとなるよう「青森県新型コロナウイルス感染症対応地域経済対策事業費補助金」の令和3年度における予算措置及び令和4年度における同補助金の継続 2. 柔軟かつ機動的に地域経済対策を講じるための財源が十分に確保できるよう、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」の令和3年度における追加の財政措置及び令和4年度における同交付金の継続に対する国への働きかけ 3. 青森市民病院、浪岡病院、平内中央病院、外ヶ浜中央病院の独自の取組に対する県による補助制度創設等の支援 	

現 在 ま で の 主 な 経 緯 ・ 参 考 事 項	
令和2年4月27日	令和2年度青森県新型コロナウイルス感染症対応地域経済対策事業費補助金交付要綱施行（県）
令和2年5月1日	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金制度要綱策定（国）
令和2年6月22日	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金交付要綱施行（国）
担当部署名	青森市 企画調整課 青森市 市民病院事務局総務課

要望項目	広域連携の推進について（継続【一部新規】）		
要望先	国		
	県	総務部（市町村課）、環境生活部（環境政策課）、農林水産部（農林水産政策課）、観光国際戦略局（観光企画課）	
	その他		
関係法令		事業主体	青森市

要 望 事 項 の 内 容
<p>本市では、青森市総合計画前期基本計画の柱の1つに「広域連携の推進」を掲げており、その取組の1つとして、令和2年3月に、魅力ある将来にわたって持続可能で発展する「うみ・まち・ひとを絆で結ぶ青森圏域」を将来像とする「青森圏域連携中枢都市圏ビジョン」を策定し、本市と東津軽郡4町村で「青森圏域連携中枢都市圏」を形成したところであり、本年度は「圏域の経済成長のけん引」、「高次の都市機能の集積・強化」、「圏域全体の生活関連機能サービスの向上」の3つの分野に関する48事業について取り組むこととしております。</p> <p>また、陸奥湾という共通の資源を持つ地域との連携として、陸奥湾沿岸8市町村などによる、むつ湾広域連携協議会を平成30年12月21日に設立し、陸奥湾の豊かな資源を活かした観光及び産業の振興、陸奥湾の環境保全活動に連携して取り組んでおります。具体的な取組として観光分野では、陸奥湾沿岸市町村に観光振興及び誘客推進を図るため、むつ湾サイクルロゲイニングの実施などに取り組んでおります。産業分野では、特産品や地場製品のPRを図るため、各自治体で実施している既存のイベント等を活用した物産イベントの開催、環境分野では、環境保全に対する意識向上のため、海川の清掃や植林など、森里川海での一体的な活動を進めるとともに、小学生を対象とした環境活動体験会の開催や「Save the むつ湾」の共通のキャッチフレーズを掲げた清掃活動等に取り組んでおります。</p> <p>このような中、連携中枢都市圏の取組については、「『連携中枢都市圏構想推進のための地方財政措置について』の一部改正について」（令和3年4月27日付け総務省自治行政局市町村課事務連絡）により、連携市町村に対して講じる特別交付税措置について、これまで、対象経費の一般財源の合計額に対して1.0であったものが令和3年度からは0.8に引き下げる旨の通知があり、今後取組を拡充するに当たり苦慮しているところであります。</p> <p>つきましては、今後も東青地域をはじめとした陸奥湾沿岸市町村と連携・協力しながら圏域全体として更なる発展につなげていく取組を進める必要があると考えていることから、次の事項について特段の御配慮をいただきたい。</p> <p>1. 東青地域5市町村による青森圏域連携中枢都市圏の取組に対する助言等の支援並びに特別交付税措置率の復元へ向けた国への働きかけ及び特別交付税減額分に対する県の財政支援</p> <p>2. むつ湾広域連携協議会による観光・産業振興・環境保全活動に対する支援</p>

現在までの主な経緯・参考事項	
<p>平成30年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・12月21日 「むつ湾広域連携協議会」が発足 <p>令和元年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・6月15日 むつ湾フォーラム及びむつ湾広域連携協議会総会の開催（外ヶ浜町） ・3月23日 青森圏域連携中枢都市圏ビジョンの策定 <p>令和2年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・6月4日 むつ湾広域連携協議会総会の開催（書面決議） ・9月23日、10月13日 青森圏域連携中枢都市圏ビジョン懇談会の開催 ・10月16日 青森圏域連携中枢都市圏市町村長会議の開催 ・3月22日 青森圏域連携中枢都市圏ビジョンの変更 	
担当部署名	<p>青森市 企画部企画調整課</p> <p>青森市 環境部環境政策課</p> <p>青森市 経済部新ビジネス支援課</p> <p>青森市 経済部観光課</p> <p>青森市 経済部交流推進課</p> <p>青森市 経済部地域スポーツ課</p> <p>青森市 農林水産部あおもり産品支援課</p> <p>青森市 農林水産部水産振興センター</p>

要望項目	新ビジネスへの挑戦に対する支援・連携について（継続【一部新規】）		
要望先	国		
	県	商工労働部（地域産業課、商工政策課）	
	その他		
関係法令	産業競争力強化法	事業主体	青森市

要 望 事 項 の 内 容
<p>本市では、街の活力は常に新しいことへの「挑戦」から生み出されるとの考えのもと、地域の中小企業等による新たなビジネス分野への挑戦や起業・創業への挑戦を支援するため、地域ベンチャー支援に重点的に取り組み、起業又は新たな事業展開といった新ビジネスの発掘に主眼を置いた「しごと創り」に向けた取組を進めてきております。</p> <p>これらの取組は、地域経済の活性化はもとより、県内市町村の共通課題である若者の定住対策、ひいては、人口減少対策としての効果も期待できることから、青森県とも連携して新ビジネスへの挑戦に対するさらなる支援に取り組む必要があると考えております。</p> <p>このことから、本市では産学金官連携により、市の起業・創業の支援拠点である「あおもり地域ビジネス交流センター（あおビジ）」の開設、事業のPRや起業家同士の交流・マッチングの場を提供する「あお☆スタピッチ交流会」の開催、市内の大学等の学生がビジネスアイデアを提案し、競い合うビジネスアイデアコンテスト「Aomori Business Challenge GATE」の開催など、チャレンジマインドの醸成から起業後のフォローまで、一気通貫の取組を進めてきております。</p> <p>また、空きビルや空き店舗等の実在する遊休不動産を活用して、民間主導により新たなビジネスの創出やエリアの魅力と価値の向上を図る、「リノベーションまちづくりの推進」に向けた取組を進めております。</p> <p>これらに加え、令和3年度からは、専門の支援人材等による全国的なネットワークを活用しながら起業・創業から事業者の経営相談・新事業展開までワンストップで支援する経営の総合相談窓口を「AOMORI STARTUP CENTER」に開設することとしております。</p> <p>さらに、地域を牽引する企業の育成に向けた取組として、新事業を検討している中小企業や成長意欲の高い個人事業主等に対し、豊富な経験を有する有識者等による短期間で集中的に企業価値を高めるための伴走型支援「アクセラレーションプログラム」を実施することとしております。</p> <p>また、都市部の企業を中心とした副業・兼業の解禁やテレワークの普及など働き方の多様化を背景に、専門スキルを地域貢献に活かしたいと考える都市部の副業・兼業人材と、外部の人材を活用したい地域企業のマッチングを支援し、地域企業の経営課題の解決やUIJターンの促進を図ることとしております。</p> <p>なお、これら地域経済の発展に向けた取組の中で、東青地域を構成する町村にも波及効果が見込まれる取組については、東青地域5市町村で形成する青森圏域連携中枢都市圏で推進していくこととしております。</p> <p>以上を踏まえ、次の事項について特段の御配慮をいただきたい。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. アクセラレーションプログラムなど、スタートアップを応援する取組との連携 2. 「AOMORI STARTUP CENTER」に開設する、新たな「経営の総合相談窓口」との連携 3. 都市部の副業・兼業人材と地域企業とのマッチングを支援する取組との連携 4. 「リノベーションまちづくりの推進」に向けた取組との連携

現 在 ま で の 主 な 経 緯 ・ 参 考 事 項	
平成28年3月30日～「あおもり地域ビジネス交流センター（あおビジ）」設置	
平成29年4月～新ビジネス挑戦支援助成制度の創設（令和2年度終了）など地域ベンチャー支援に重点化	
平成30年7月「あおもり地域ビジネス交流センター（あおビジ）」を「AOMORI STARTUP CENTER」に移転	
平成30年度～学生によるビジネスアイデアコンテスト「Aomori Business Challenge GATE」開催	
令和元年度～あお☆スタピッチ交流会開催、リノベーションスクール開催	
令和3年度～「AOMORI STARTUP CENTER」に新たな経営の総合相談窓口開設	
アクセラレーションプログラム実施、都市部の副業・兼業人材とのマッチング支援実施	
担当部署名	青森市 経済部新ビジネス支援課 青森市 経済部経済政策課

要望項目	雇用対策の充実について（継続）		
要望先	国	厚生労働省（人材開発統括官）	
	県	商工労働部（労政・能力開発課）	
	その他		
関係法令		事業主体	国、青森県

要 望 事 項 の 内 容

人口減少・少子高齢社会の進展に伴う生産年齢人口の減少や、地方から首都圏等への若者の人口流出といった課題のほか、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による景気後退が進み、青森公共職業安定所管内の有効求人倍率が低下するなど、雇用情勢が厳しさを増している中、若者の地元定着や女性・障がい者等の多様な人材の活用、柔軟な働き方に加え、ICT（情報通信技術）の進化等の環境変化に柔軟に対応できる技術力を持つ人材の育成が求められているところです。

このことから、本市では、コロナ禍におけるリモートワーク等の普及に伴い、地方移住への関心が高まっていることを踏まえ、企業やリモートワーク人材、新規就農者の誘致などに取り組んでいく「新しい働き方担い手誘致プロジェクト」を今年度より実施しているところであり、また、国の地方版ハローワーク制度を活用した「青森圏域Uターン就活サポートデスク」による地元企業の情報発信やマッチング支援、若者の地元就職・定着の促進、障がい者雇用の促進などの雇用対策を更に充実するよう取り組んでいくこととしているほか、小学生に対し地元企業での職場体験を行う「ジョブキッズあおもり」を実施するなど、未来の本市を担う人材を育てていく「ひと創り」に力を注いでいくこととしております。

また、本市の第三セクターが運営する「あおもりコンピュータ・カレッジ（情報処理技能者養成施設）」では、国の支援を受け、多くの優秀なIT人材を育成・輩出しており、地元企業等からも高い評価を得ているところです。

同カレッジにおいては、「ICTビジネスエキスパート科」及び「ICTシステムクリエイト科」の専門学科において、ICTエキスパートを育成することに加え、ICTを活用した地域活性化につながる産業として注目されているeスポーツのクリエイターを育成する専門科目を増設したほか、本市が推進する、Society5.0時代に生きる子どもたちの未来を見据えた児童生徒向けの学習用端末と高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備する「GIGAスクール構想」の実現に向け、市内の小・中学校におけるプログラミング教育を支援する予定としているなど、これからのICT社会に必要な「ひと創り」に取り組んでいくこととしております。

人口減少・地域経済縮小を克服するためには、雇用対策の充実を通じて、経済の基盤となる地域産業の活力を高め、経済の好循環を生み出していくことが必要となります。

つきましては、次の事項について特段の御配慮をいただきたい。

1. 市が実施する雇用対策に対する支援の充実
2. ICT社会に必要な人材育成に取り組む「あおもりコンピュータ・カレッジ」に対する国の支援の継続

現 在 ま で の 主 な 経 緯 ・ 参 考 事 項

卒業年月	青森公共職業安定所管内の新規高卒者の就職者		
	合計	うち地元（青森管内）への就職者	
		就職者数	構成比
H30. 3	615	239	38.9
H31. 3	608	257	42.3
R2. 3	589	220	37.4
R3. 3	456	195	42.8

※各年6月末現在

年度	有効求人倍率		
	青森管内（※）	青森県	国
H29年度	1.56	1.27	1.54
H30年度	1.54	1.30	1.62
R1年度	1.19	1.20	1.55
R2年度	0.90	0.95	1.10

※青森管内：青森公共職業安定所管内（青森市（浪岡地区除く）、東津軽郡）

担当部署名	青森市 経済部経済政策課
-------	--------------

要望項目	多面的機能支払交付金に係る地方自治体の負担軽減策について（継続）		
要望先	国	農林水産省（農村振興局整備部（農地資源課））	
	県	農林水産部（農村整備課）	
	その他		
関係法令	農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律	事業主体	国、青森県、青森市

要 望 事 項 の 内 容	
<p>国では、農業・農村の持つ国土保全、水源かん養などの多面的機能について、農村地域の高齢化、人口減少等により、地域の共同活動によって支えられている多面的機能の発揮に支障が生じつつあることや、地域の共同活動の困難化に伴い、担い手への水路、農道等の地域資源の維持管理の負担が増大し、担い手による規模拡大が阻害される状況にあることから、農業・農村の多面的機能発揮のための地域活動や営農の継続等に対する支援を行い、多面的機能が今後とも適切に発揮されるようにするとともに、担い手の育成等構造改革を後押ししていくこととしております。</p> <p>農業・農村の有する多面的機能は、その発揮により国民に多くの恩恵をもたらすものでありますが、多面的機能支払交付金については、市町村の負担額が多額であり、本市においては、活動面積が増加傾向にあることから、今後ますます本市財政への大きな負担となることが予想されます。</p> <p>つきましては、市町村の負担を軽減するため、次の事項について特段の御配慮をいただきたい。</p> <p>1. 多面的機能支払交付金の交付率の引上げに対する国への働きかけ</p>	

現 在 ま で の 主 な 経 緯 ・ 参 考 事 項	
平成 26 年度	【多面的機能支払】 活動組織：23 組織 活動面積：2,463.93ha
平成 27 年度	【多面的機能支払】 活動組織：24 組織 活動面積：2,535.51ha
平成 28 年度	【多面的機能支払】 活動組織：26 組織 活動面積：2,560.30ha
平成 29 年度	【多面的機能支払】 活動組織：25 組織 活動面積：2,514.50ha
平成 30 年度	【多面的機能支払】 活動組織：25 組織 活動面積：2,514.44ha
令和 元年度	【多面的機能支払】 活動組織：26 組織 活動面積：2,722.49ha
令和 2 年度	【多面的機能支払】 活動組織：25 組織 活動面積：2,661.50ha
令和 3 年度	【多面的機能支払】 活動組織：25 組織 活動面積：2,708.90ha（見込み）
<p>【日本型直接支払制度】</p> <p>① 多面的機能支払 ———— 農地維持支払 資源向上支払</p> <p>② 中山間地域等直接支払</p> <p>③ 環境保全型農業直接支払</p> <p>【地方自治体負担割合（R3）】</p> <p>・多面的機能支払交付金 国 50% 県 25% 市 25%</p>	

担当部署名	青森市 農林水産部農地林務課
-------	----------------

要望項目	森林経営管理制度の実施に係る支援・連携について（継続）		
要望先	国	農林水産省（林野庁（森林利用課森林集積推進室））	
	県	農林水産部（林政課）	
	その他		
関係法令	森林経営管理法	事業主体	青森市

要 望 事 項 の 内 容
<p>森林経営管理法では、森林所有者に森林の適切な経営管理を行わなければならない責務を明確化しており、森林所有者自らが経営管理を行うことができない場合には、森林所有者の同意のもとに委託を受けて、伐採、造林、保育等を実施するための経営管理権を市町村に設定することとしております。</p> <p>その上で、林業経営に適した森林については、意欲と能力のある林業経営者に伐採等を実施するための経営管理実施権を設定し、また、自然的条件が悪いなど林業経営に適さない森林については、市町村が自ら経営管理を行うこととしております。</p> <p>この経営管理権は、森林所有者に対する経営管理意向調査を行った上で、森林所有者から経営管理の委託の申し出があった森林について設定するもので、市で隣接地との境界や経営管理の内容を確認するなどした上で、経営管理権集積計画を作成し、所有権をはじめとした権利者全員の同意を取り付け、経営管理権集積計画の公告・縦覧を経て、経営管理権を取得することとなっております。</p> <p>本市においては、民有林面積が 26,384 ヘクタールと県内で一番広いうえ、国土調査が完了していない森林も多く存在するほか、意向調査による経営管理権の設定、経営管理権集積計画の作成、経営管理実施権の設定（林業経営者への再委託）、市町村経営管理事業の実施（市自ら経営管理する森林施業）など、これまでになかった新たな業務への適切な対応が必要となります。</p> <p>つきましては、次の事項について特段の御配慮をいただきたい。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 森林経営管理法の運用面における助言・指導や、必要となる森林・林業に関する知識・技術の習得に対する支援 2. 林地台帳の更新等のために必要な森林情報の提供

現 在 ま で の 主 な 経 緯 ・ 参 考 事 項	
<p>平成 30 年 6 月 1 日 森林経営管理法の公布</p> <p>平成 31 年 4 月 1 日 森林経営管理法の施行</p> <p>令和 2 年度 経営管理意向調査に着手</p> <p>令和 3 年度 経営管理権集積計画の作成</p> <p>令和 4 年度 経営管理実施権の設定（林業経営者への再委託） 市町村経営管理事業の実施（市自らの経営管理）</p>	
担当部署名	青森市 農林水産部農地林務課

要望項目	青森空港の利用促進について（継続）		
要望先	国	総務省（行政管理局（企画調整課））、国土交通省（航空局航空ネットワーク部（航空事業課））	
	県	企画政策部（交通政策課）、観光国際戦略局（誘客交流課）	
	その他	航空会社	
関係法令	空港法	事業主体	交通事業者、旅行者、航空会社、青森県ほか

要 望 事 項 の 内 容
<p>青森空港は、地方管理空港としてはトップクラスの機能を備えた空港であり、本県及び本市の産業、経済、文化、観光の振興において、国内外を繋ぐ拠点として重要な役割を担っております。</p> <p>国内線については、日本航空(株) (JAL)、(株)フジドリームエアラインズ (FDA)、全日本空輸(株) (ANA) の各路線が運航し、青森空港の利便性が図られてきました。今後、既存路線のうち暫定路線の定期路線化へ向けた利用促進、東京線の輸送体制の充実強化、運休便の早期復便など、更なる国内線の充実が求められております。</p> <p>名古屋（小牧）線については、冬季が1日3便、夏季が1日4便で定着しており、その効果を最大化し、便数を維持するため、更なる利用促進に取り組む必要があります。また、2020年3月に新たに就航した神戸線は、西日本との交流を支える重要な路線となるよう、路線の周知をはじめ、利用促進に向けた様々な活動に取り組む必要があります。</p> <p>さらに、ダブルトラック化から7年が経過した青森・札幌（新千歳）線、青森・大阪（伊丹）線については、機材の一部大型化や冬期間の利用者確保対策を行う航空会社の動きと連動し、県と市が一体となって航空路線利用促進のためのプロモーションやインセンティブ活動を進めていく必要があります。</p> <p>こうした取組の中、北海道新幹線開業に伴い、航空路線と新幹線を組み合わせた旅行商品の造成による青森空港の利用機会が増加しており、現在、新型コロナウイルス感染症の影響により各航空路線の需要が減少しているものの、収束後には、国内旅行はもとより、国際定期便やチャーター便の就航など、国際線利用における交通結節点としての機能がこれまで以上に高まるものと予想されます。</p> <p>つきましては、空港の利用促進及び航空路線の充実等に係る次の事項について特段の御配慮をいただきたい。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 名古屋（小牧）線、神戸線の利用促進 2. 東京線ダブルトラック化をはじめとする国内路線の充実 3. 札幌線、大阪線の利用者拡大のための宣伝強化

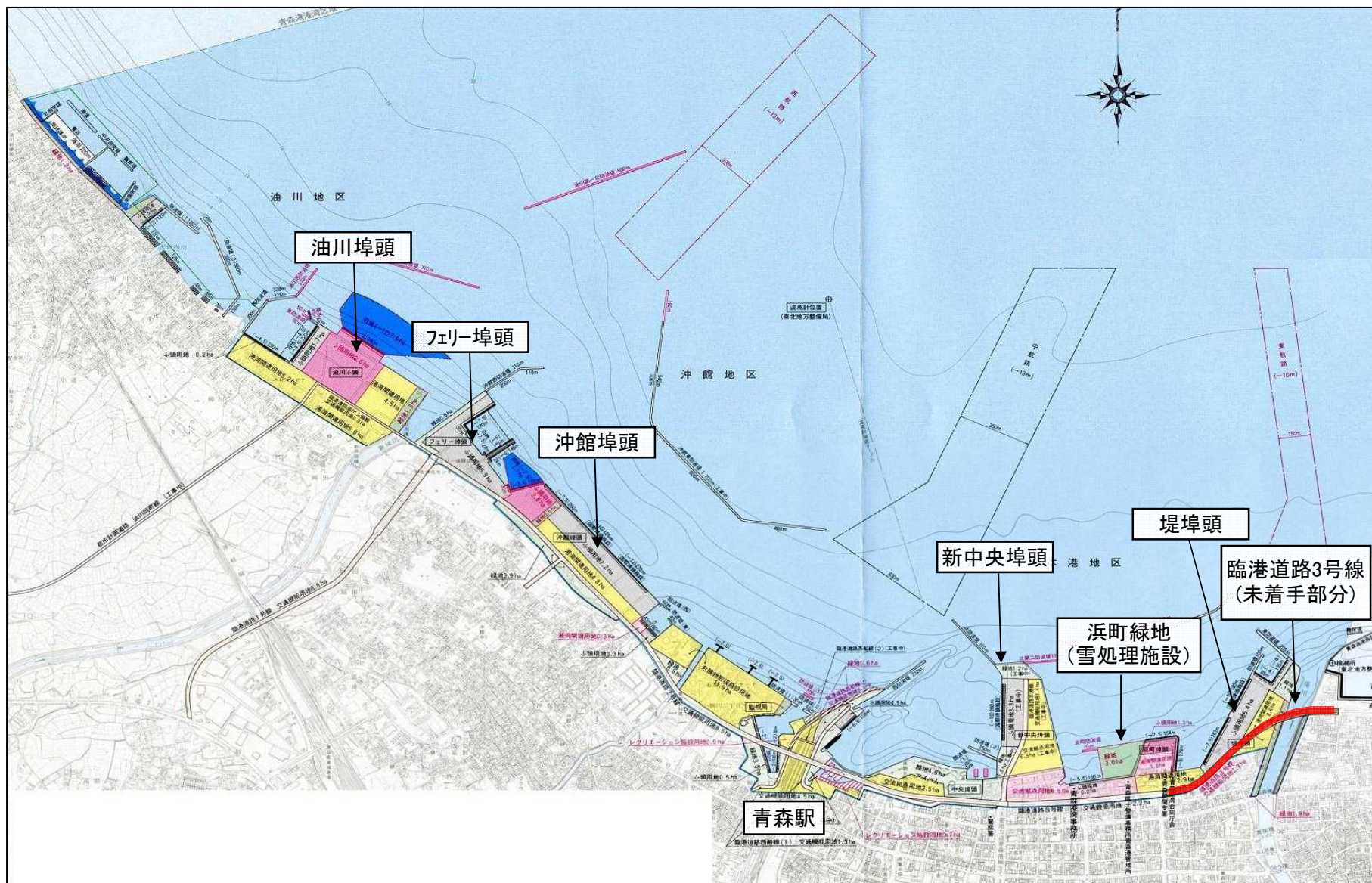
現 在 ま で の 主 な 経 緯 ・ 参 考 事 項			
昭和62年 7月	滑走路2,000mで暫定供用開始、計器着陸装置（CAT-I）供用開始	平成22年10月	JALが名古屋線運休
平成 7年 4月	青森～ソウル線の開設、青森～ハバロフスク線の開設（冬期間運休）	平成22年12月	東北新幹線全線開業
平成14年 7月	JASが東京線の夜間駐機を実施 空港運用時間の延長（14時間）	平成23年 7月	FDAが名古屋線開設
平成15年 4月	ANAが青森空港から全面的に撤退	平成26年 7月	ANAが札幌線、大阪線開設（ダブルトラック化）
平成17年 4月	滑走路3,000m供用開始	平成28年 3月	北海道新幹線新青森～新函館北斗間開業
平成17年11月	主要地方道青森浪岡線高田工区開通	平成29年 5月	青森～中国天津線の開設
平成18年11月	青森空港立体駐車場の完成	平成31年 3月	青森～中国天津線の運休
平成19年 3月	計器着陸装置の高カテゴリー化（CAT-IIIa）供用開始	令和元年 7月	青森～台湾台北（桃園）線の開設
平成19年10月	JALが福岡線運休	令和元年 7月	青森空港旅客ターミナル一部リニューアル
平成21年10月	JALが関西線運休	令和2年 3月	FDAが神戸線開設
		担当部署名	青森市 経済部交流推進課

要望項目	青森港の機能充実について（継続）		
要望先	国	国土交通省（港湾局（計画課、産業港湾課、技術企画課））	
	県	県土整備部（港湾空港課）	
	その他		
関係法令	港湾法、海岸法	事業主体	国、青森県

要 望 事 項 の 内 容
<p>青森港は、本州・北海道間を結ぶ交通及び物資流通の重要な拠点港としての役割を有するとともに、賑わい空間としての整備が進められてきたところであり、外航船を含むクルーズ客船は年間 20 隻以上の寄港実績を有し、クルーズ客船寄港の重要な拠点港としての役割を果たしております。</p> <p>このため、青森港の港湾施設の充実とそれを活用した誘客等によるまちの活性化が重要であるとの認識のもと、平成 27 年 2 月に「青森港ビジョン」が策定されております。</p> <p>また、平成 29 年 7 月には、「青森港クルーズ客船寄港促進アクションプラン」を策定し、青森港に寄港するクルーズ客船 100 隻、クルーズ旅客数 10 万人を目指して、関係団体と連携し、受入態勢の充実・強化、戦略的なポートセールス、青森港の施設・設備の充実に向けた取組を一体的に進めてまいりましたが、令和 2 年は新型コロナウイルス感染症の影響により、全ての寄港が中止となったところです。しかしながら、今後、新型コロナウイルス感染症収束後の旅行需要の回復を見据え、引き続き関係団体と連携した取組を実施していく必要があります。</p> <p>さらに、耐震強化岸壁として整備された新中央埠頭においては、大規模地震が発生した際に青森港における基幹物流であるフェリー航路の維持と、被災住民への緊急物資等の輸送拠点の役割が求められております。つきましては、次の事項について特段の御配慮をいただきたい。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 物流をはじめとした青森港ビジョンの着実な推進 2. 青森港クルーズ客船寄港促進アクションプランの着実な推進 3. 港湾施設の老朽化対策の推進 4. 高潮等による水害から港湾の機能を防護しつつ交流面、環境面を考慮した海岸保全施設の整備（Aomori-baysideArc 構想の推進） 5. 臨港道路 3 号線未着手部分の整備促進 6. 青森港のコンテナ化の早期実現

現 在 ま で の 主 な 経 緯 ・ 参 考 事 項
<p>【クルーズ振興】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 31 年 4 月に青森港国際クルーズターミナルが供用開始している。 ・令和 2 年クルーズ客船の寄港実績は、新型コロナウイルス感染症の影響を受け 0 回となっている。 <p>【港湾施設の老朽化対策の経緯】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 20 年度から平成 24 年度に国、県それぞれが維持管理計画の策定を終えている。 ・堤埠頭岸壁や沖館埠頭岸壁では、国直轄事業により、腐食対策等の改良工事が実施されている。 <p>【海岸保全施設の経緯】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 11, 19, 26, 27 年に台風等による波浪や高潮により浸水被害が発生している。 <p>【臨港道路 3 号線の経緯】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 11 年度に柳町通りから平和公園通りまでの区間を全面供用している。 ・平和公園通りから漁港臨港道路までの区間が未着手区間となっている。

担当部署名	青森市 都市整備部公園河川課 青森市 経済部交流推進課
-------	--------------------------------



青森港の機能充実について

要望項目	外国人観光客の受入環境整備の充実について（継続）		
要望先	国	国土交通省（観光庁、航空局航空ネットワーク部、港湾局）、法務省（入国管理局）、財務省（関税局）、厚生労働省（医薬食品局食品安全部）、農林水産省（生産局）	
	県	観光国際戦略局（誘客交流課）、企画政策部（交通政策課）、県土整備部（港湾空港課）	
	その他	日本政府観光局（JNTO）、航空会社	
関係法令		事業主体	国、青森県、青森市、交通事業者、旅行者、航空会社ほか

要 望 事 項 の 内 容
<p>本市は、陸・海・空の駅を有する交通の要衝としての都市機能を有しており、青函圏や周辺市町村との連携を強化することにより、周遊・滞在型観光を推進し、広域観光圏の形成を目指しております。</p> <p>観光客の誘客については、新型コロナウイルス感染症の影響で令和2年3月以降は外国人観光客が激減しておりますが、世界的にワクチン接種が進められており、海外旅行の再開後は「北海道・北東北の縄文遺跡群」が本年7月27日に世界遺産登録されたこともあり、本市へのインバウンド需要の回復も期待されております。</p> <p>近年、本市では、北海道新幹線開業により、航空路線と新幹線を組み合わせた旅行商品の造成が進んでいることや青森空港への国際定期便の就航やチャーター便の運航が増加してきたことに伴い、青森空港においては、更なる利便性やサービス向上を図るため、旅客ターミナルビルの一部がリニューアルされております。</p> <p>また、青森港においては、クルーズ客船の寄港数増加と新中央埠頭の利便性向上を図るため整備された、青森港国際クルーズターミナルが令和元年に供用を開始し22回利用されましたが、令和2年は新型コロナウイルス感染症の影響により、全ての寄港が中止となったところです。</p> <p>今後、新型コロナウイルス感染症収束後の旅行需要の回復を見据え、陸・海・空の交通結節点としての機能を十分に発揮するためにも、外国人観光客の誘客推進と受入態勢の充実が求められております。</p> <p>具体的には、本市と国内外の都市をつなぐ交通網の充実と利用促進、CIQ体制の整備、海外クルーズ船の誘致活動、インバウンド推進に向けた体験型コンテンツ開発や受入態勢・環境の充実が必要となっております。</p> <p>つきましては、青森圏外から訪れる外国人観光客が、青森市内での快適な周遊・滞在を楽しめる受入環境整備を図るため、次の事項について特段の御配慮をいただきたい。</p> <ol style="list-style-type: none"> 外国人観光客の満足度を高める受入環境整備を推進するための国や県の支援の充実 ソウル線・天津線・台北線の継続をはじめとする国際路線の充実 CIQ体制の充実・強化 航空路線と新幹線を組み合わせた旅行商品造成の促進 海外ポートセールスの強化

現 在 ま で の 主 な 経 緯 ・ 参 考 事 項
<p>【本市に宿泊した外国人観光客の推移】 ※（ ）は年（1月～12月）、主要32宿泊施設の合計 86,833人（H30）、102,816人（R1） 《参考》主要12宿泊施設の合計：20,949人（H29）、22,592人（H30）、17,732人（R1）</p> <p>【外国人観光客の受入環境整備の経緯】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○H27 ・多言語観光アプリ「青森市観光ナビ」の開設・運用開始 ○H28 ・外国人観光客受入環境の整備に関する調査研究の実施（一般財団法人地方自治研究機構との共同事業） ・青森市フリーWi-Fiの整備（公共観光施設等9施設）、コミュニケーションシートの作成（多言語） ○観光関連事業者の無料公衆無線LAN利用環境や電子決済端末の導入に係る整備等に対する助成制度の運用 <p>【青森空港における国際定期便の就航】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○H7.4月 青森～韓国・ソウル線の開設、青森～ロシア・ハバロフスク線の開設（現在廃止） ○H29.5月 青森～中国・天津線（定期便）の開設 ○R1.7月 青森～台湾・台北線（定期便）の開設 <p>【青森港へのクルーズ客船寄港回数】 ※（ ）は年（1月～12月）、寄港回数／うち外国船籍 11回/3回（H24）、19回/8回（H25）、20回/12回（H26）、21回/12回（H27）、21回/13回（H28）、22回/15回（H29）、26回/16回（H30）、27回/21回（R1） 0回/0回（R2）、1回/0回（R3予定）</p>

担当部署名	青森市 経済部交流推進課
-------	--------------

要望項目	少人数学級編制の推進について（継続）		
要望先	国	文部科学省（初等中等教育局（財務課））	
	県	教育庁（教職員課）	
	その他		
関係法令	公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律	事業主体	国、県

要 望 事 項 の 内 容
<p>現在、教職員が子どもと向き合う時間をより多く確保し、子どもたち一人一人にきめ細かな学習指導・生活指導を行うなど、児童生徒の教育環境の向上が求められておりますが、一方で公立小・中学校においては、教育ニーズの多様化や学習指導要領の改訂などへの適切な対応が求められております。</p> <p>このため、国においては、令和3年度の義務標準法の一部改正により、小学校1年生において実施している35人学級編制について、令和3年度から5年間で段階的に小学校2年生から小学校6年生まで拡充することとしたところであります。一方、青森県においては、国の拡充策を受け、小学校1年生から4年生まで及び中学校1年生で実施している33人学級編制について、令和3年度から2年間で段階的に小学校5・6年生まで拡充することとしたところであります。</p> <p>子どもたち一人一人へのきめ細かな学習指導・生徒指導による教育環境の向上は、小・中学校全学年共通の課題ではありますが、少人数学級編制の推進は、知識の定着を含めた確かな学力の向上、また、小・中学校の指導内容や指導方法の違いや人間関係の悩みなどに起因する中学校での不登校者数急増などに対応するために有効な手段であると考えます。また、教職員が子どもと向き合う時間をより多く確保するためには、小・中学校全学年における少人数学級編制の推進に加え、これによる学級数増に伴う授業時数の増加等に対応した教職員の配置が必要であると認識しています。</p> <p>つきましては、次の事項について特段の御配慮をいただきたい。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 中学校の少人数学級編制の推進のため「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」の改正に関する国への働きかけ 2. 青森県における中学校の少人数学級編制の更なる推進とその計画的な実施 3. 青森県における少人数学級編制の実施に伴う授業時数の増加等に対応するため、少人数学級編制後の学級数による小・中学校教職員配置基準での教職員の配置

現 在 ま で の 主 な 経 緯 ・ 参 考 事 項			
昭和55年度	(国) 40人学級の実施		
平成13年度	(国) 義務標準法の一部改正により、県教委の判断で国の標準を下回る学級編制が可能に		
平成14年度	(県) 小学校1年生における33人学級の実施 (あおりっ子育みプラン21)		
平成15年度	(県) 小学校2年生及び中学校1年生に33人学級を拡充		
平成23年度	(国) 義務標準法の一部改正により、小学校1年生における35人学級の実施 (県) 小学校3年生に33人学級を拡充		
平成24年度	(国) 加配教員の配置により、小学校2年生における35人学級の実施		
平成27年度	(県) 小学校4年生に33人学級を拡充		
令和3年度	(国) 義務標準法の一部改正により、小学校全学年における35人学級を5年間で実施 (県) 小学校5・6年生に33人学級を2年間で拡充		
<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 30%;">担当部署名</td> <td>青森市 教育委員会事務局学務課</td> </tr> </table>		担当部署名	青森市 教育委員会事務局学務課
担当部署名	青森市 教育委員会事務局学務課		

要望項目	スクールカウンセラー派遣の拡充について（継続）		
要望先	国	文部科学省（初等中等教育局（児童生徒課））	
	県	教育庁（学校教育課）	
	その他		
関係法令		事業主体	国

要 望 事 項 の 内 容
<p>本市においては、不登校児童生徒数が、高止まりの状態が続いており、不登校対策の充実は、喫緊の課題となっております。</p> <p>不登校の要因としては、無気力・不安、友人関係をめぐる問題や学業の不振、家庭に係る状況によるものが多く、市教育委員会では、集団不適應に関する相談や心理的な支援を、小学校段階から計画的・継続的に行うことができる教育相談体制の充実を図ることが必要であると考えております。</p> <p>令和2年度は、中学校全19校と小学校全43校に20名のスクールカウンセラーが派遣されたものの、年間派遣時間数が十分確保できていないため、児童生徒や保護者の相談に十分対応できない状況があること及び同一のスクールカウンセラーが継続的に中学校区で教育相談活動等に当たることが、児童生徒、教職員、保護者のいずれの立場からも相談しやすい体制づくりに貢献するものと考えております。</p> <p>つきましては、次の事項について特段の御配慮をいただきたい。</p> <p>1. スクールカウンセラーの増員及び1校当たりの派遣時間数の増加 2. 同一中学校区内の小・中学校に、同一スクールカウンセラーを派遣できる体制の構築</p>

現 在 ま で の 主 な 経 緯 ・ 参 考 事 項																						
<p>【現在までの本市のスクールカウンセラー配置校数】</p> <table> <tr><td>平成18年度～平成25年度</td><td>中学校16校、小学校18校、計34校</td></tr> <tr><td>平成26年度</td><td>中学校19校、小学校19校、計38校</td></tr> <tr><td>平成27年度</td><td>中学校19校、小学校11校、計30校</td></tr> <tr><td>平成28年度</td><td>中学校19校、小学校12校、計31校</td></tr> <tr><td>平成29年度</td><td>中学校19校、小学校20校、計39校</td></tr> <tr><td>平成30年度</td><td>中学校19校、小学校44校、計63校</td></tr> <tr><td>令和元年度</td><td>中学校19校、小学校45校、計64校</td></tr> <tr><td>令和2年度</td><td>中学校19校、小学校43校、計62校</td></tr> </table> <p>【過去3ヶ年度における本市へのスクールカウンセラー等の派遣人数】 平成30年度23名 令和元年度20名 令和2年度20名</p> <p>【スクールカウンセラーの勤務時間等（令和2年度）】</p> <table> <tr><td>年間勤務時間</td><td>派遣A：3時間×35回＝105時間（中学校10校）</td></tr> <tr><td></td><td>派遣B：3時間×20回＝60時間（小・中学校23校）</td></tr> <tr><td></td><td>派遣C：3時間×12回＝36時間（小学校29校）</td></tr> </table> <p style="text-align: right;">※月平均勤務回数 1～4回程度</p>	平成18年度～平成25年度	中学校16校、小学校18校、計34校	平成26年度	中学校19校、小学校19校、計38校	平成27年度	中学校19校、小学校11校、計30校	平成28年度	中学校19校、小学校12校、計31校	平成29年度	中学校19校、小学校20校、計39校	平成30年度	中学校19校、小学校44校、計63校	令和元年度	中学校19校、小学校45校、計64校	令和2年度	中学校19校、小学校43校、計62校	年間勤務時間	派遣A：3時間×35回＝105時間（中学校10校）		派遣B：3時間×20回＝60時間（小・中学校23校）		派遣C：3時間×12回＝36時間（小学校29校）
平成18年度～平成25年度	中学校16校、小学校18校、計34校																					
平成26年度	中学校19校、小学校19校、計38校																					
平成27年度	中学校19校、小学校11校、計30校																					
平成28年度	中学校19校、小学校12校、計31校																					
平成29年度	中学校19校、小学校20校、計39校																					
平成30年度	中学校19校、小学校44校、計63校																					
令和元年度	中学校19校、小学校45校、計64校																					
令和2年度	中学校19校、小学校43校、計62校																					
年間勤務時間	派遣A：3時間×35回＝105時間（中学校10校）																					
	派遣B：3時間×20回＝60時間（小・中学校23校）																					
	派遣C：3時間×12回＝36時間（小学校29校）																					
担当部署名	青森市 教育委員会事務局指導課																					

要望項目	スポーツツーリズムの推進について（継続）		
要望先	国		
	県	企画政策部（企画調整課）、教育庁（スポーツ健康課）、観光国際戦略局（観光企画課）	
	その他		
関係法令		事業主体	青森市

要 望 事 項 の 内 容
<p>東京 2020 オリンピック・パラリンピックは、新型コロナウイルスの影響により開催が 1 年延期されるとともに、感染拡大防止のための様々な制約の中での開催となったものの、アスリートの全力のプレーが多くの人々に感動を与えるものとなりました。</p> <p>本市では、スポーツを通じた交流促進等による地域活性化に向けた取組として、スポーツや経済、観光団体などの組織と市が一体となった「スポーツコミッション青森」において、スポーツツーリズムの推進をはじめ、スポーツ大会開催・合宿誘致などに取り組んでいるところであり、これまでも、フルマラソンをメインとした県内最大規模のマラソン大会である「あおもり桜マラソン」の企画・検討をはじめ、むつ湾一周サイクリングコース及びむつ ONE トレイルルートの情報発信などのほか、東京 2020 オリンピック・パラリンピックにおいて、本市が「ホストタウン」となっているタジキスタン共和国選手団の合宿などを受け入れてきたところがあります。</p> <p>東京 2020 オリンピック・パラリンピックを契機とし、スポーツコミッション青森を中心に、今後も更なるスポーツを通じた交流促進等による地域活性化を図るには、関係団体の協力はもとより、引き続き県の指導・協力が不可欠であると考えております。</p> <p>つきましては、次の事項について特段の御配慮をいただきたい。</p> <p>1. スポーツツーリズムの推進や、県有施設の利用などの大会・合宿誘致における連携・協力</p>

現 在 ま で の 主 な 経 緯 ・ 参 考 事 項	
○平成 31 年 3 月	スポーツツーリズムや大会・合宿誘致等に取り組む「スポーツコミッション青森」設立
○令和元年 8 月	タジキスタン共和国柔道選手団の強化合宿受入
○令和元年 8 月	明治大学体育会競走部の合宿受入
○令和 2 年 8 月	明治大学体育会競走部の合宿受入
○令和 2 年 12 月	全日本女子ボクシング選手団強化合宿受入
○令和 3 年 8 月	明治大学体育会競走部の合宿受入

担当部署名	青森市 経済部地域スポーツ課
-------	----------------

要望項目	第80回国民スポーツ大会における開催経費の負担等について（継続）		
要望先	国		
	県	企画政策部（国民スポーツ大会準備室）、教育庁（スポーツ健康課）	
	その他		
関係法令		事業主体	青森県、青森市

要 望 事 項 の 内 容
<p>令和8年に本県での開催を予定している第80回国民スポーツ大会は、国内最大のスポーツの祭典であり、開催においては、スポーツ振興や経済波及効果など、様々な効果が期待されております。</p> <p>本市においては、令和2年4月に経済部地域スポーツ課内に「国民スポーツ大会準備室」を設置し、県国民スポーツ大会準備室との連携及び各競技団体との調整を図りながら、開催準備を進めているところであり、今年度は、大会の円滑な実施に向けた体制整備として、市や関係団体などで構成する青森市準備委員会の設立を予定しております。</p> <p>当大会の開催に当たっては、これまでに施設整備費及び大会運営費に関する支援が示されておりますが、本市においては、開・閉会式の開催をはじめ、県内最多となる正式競技14競技を開催する予定となっており、本市と同規模の先催市の状況から、大会開催までの複数年にわたり、多額の開催経費の負担が見込まれております。</p> <p>そのほか、大会の成功に向け、各競技会等の準備・運営を効率的・効果的に進めていくためには、県内各競技団体の組織力向上や指導者の養成・活用、競技環境の整備・充実など、競技力向上に向けた取組の強化が重要であると考えております。</p> <p>つきましては、次の事項について特段の御配慮をいただきたい。</p> <p>1. 第80回国民スポーツ大会における各競技会等の開催経費についての支援の充実 2. 第80回国民スポーツ大会を見据えた競技力向上に向けた取組の強化</p>

現在までの主な経緯・参考事項
○平成28年 8月 第80回国民体育大会青森県準備委員会設立総会・第1回総会及び第1回常任委員会（「県及び会場 地市町村の業務分担・経費負担基本方針」等の策定）
○平成29年 6月 各市町村に対し、各競技会の開催経費について「市町村の全額負担ではない」旨の通知 青森県競技力向上対策本部設立総会・第1回本部委員会
○平成30年 1月 青森県競技力向上対策本部第2回本部委員会開催（「青森県競技力向上基本計画」策定）
○平成30年 6月 本市開催競技として計14競技が選定（本市開催競技：陸上競技、水泳、テニス、バレーボール、 ハンドボール、ソフトテニス、卓球、軟式野球、ライフル射撃、ラグビーフットボール、スポーツ クライミング、アーチェリー、ゴルフ、トライアスロン）
○平成31年 4月 第80回国民スポーツ大会第2回会場地担当者会議（市町村競技施設仮設等対応費補助金制度説明）
○令和元年 本市開催競技13競技（水泳を除く）について、中央競技団体による視察の実施（5月～11月）
○令和2年 5月 第80回国民スポーツ大会第3回会場地担当者会議（リハーサル大会運営費補助金及び会場地市町 村運営交付金制度説明） 青森県競技力向上対策本部第5回本部委員会（「青森県競技力向上基本計画」一部改訂）
○令和2年 10月 令和8年開催の第80回国民スポーツ大会（冬季大会及び本大会）の開催地として青森県が内定

担当部署名	青森市 経済部地域スポーツ課
-------	----------------

要望項目	世界遺産及び史跡の保存・活用について（継続）		
要望先	国	文部科学省（文化庁文化財部（文化資源活用課・文化財第二課））	
	県	教育庁（文化財保護課）、企画政策部（世界文化遺産登録推進室）、観光国際戦略局（観光企画課）	
	その他		
関係法令	世界遺産条約（世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約）、文化財保護法、都市公園法	事業主体	青森県、青森市ほか

要 望 事 項 の 内 容
<p>本市には、国内最大級の縄文遺跡である三内丸山遺跡をはじめ、小牧野遺跡、高屋敷館遺跡、浪岡城跡といった複数の国史跡が所在しており、このような歴史的に重要な遺跡は、人類共通の貴重な宝として未来に残すべき文化遺産であるとともに、魅力ある観光資源としての価値を有するものであります。</p> <p>また、三内丸山遺跡と小牧野遺跡を含む縄文遺跡が世界遺産にふさわしい価値を有していることから、平成19年12月に青森県などと共同で、ユネスコの世界遺産暫定一覧表への記載を提案し、その結果、平成21年1月に「北海道・北東北を中心とした縄文遺跡群」として記載され、令和3年7月27日に世界遺産一覧表への記載が決定したところです。</p> <p>さらには、世界遺産登録による世界的な知名度の向上により、三内丸山遺跡や小牧野遺跡に加えて、令和元年度に供用を開始した高屋敷館遺跡、及び令和3年度まで環境整備等を行う浪岡城跡を活用した更なる本市への誘客のみならず、それらの史跡の近傍に位置し、現在、外国人利用客の増加を図っている「十和田八幡平国立公園満喫プロジェクト」にも資するものと考えております。</p> <p>つきましては、本市の世界遺産及び史跡の適切な保存・活用を推進するために、次の事項について特段の御配慮をいただきたい。</p> <p>1. 小牧野遺跡、高屋敷館遺跡、浪岡城跡の整備を契機とした文化資源の保存・活用に向けた支援</p> <p>2. 世界遺産及び史跡を活用した誘客促進のための宣伝強化</p>

現 在 ま で の 主 な 経 緯 ・ 参 考 事 項	
<p>【世界遺産登録に関する主な経緯】</p> <p>令和3年5月26日 イコモスによる「世界遺産一覧表への記載が適当」との評価結果の勧告 令和3年7月27日 第44回世界遺産委員会において世界遺産一覧表への記載が決定</p>	
<p>【小牧野遺跡の整備に関する主な経緯】</p> <p>平成2年度 発掘調査開始 平成7年3月17日 国史跡指定 平成11年度 「小牧野遺跡整備基本構想」及び「小牧野遺跡整備基本計画」策定 平成18～20年度 環状列石保存修理、環状列石盛土保護工事 平成21～26年度 環境整備工事 平成27年5月3日 小牧野遺跡保護センター及び観察施設オープン</p>	
<p>【高屋敷館遺跡の整備に関する主な経緯】</p> <p>平成6～7年度 青森県埋蔵文化財調査センターが発掘調査 平成12年1月29日 国史跡指定 平成17～30年度 遺構盛土保護工事・環境整備工事 令和元年9月21日 一般公開開始 令和2年3月20日 中世の館に展示コーナー設置・公開</p>	
<p>【浪岡城跡の整備に関する主な経緯】</p> <p>昭和14年2月10日 国史跡指定 昭和52～平成5年度 発掘調査（東館、北館、内館ほか） 平成6年度 浪岡城跡公園（史跡公園）一部供用開始 平成9年度 浪岡城跡案内所・駐車場整備 平成21～令和3年度 遺跡保護工事及び環境整備工事（新館地区を中心とする）</p>	
担当部署名	青森市 教育委員会事務局文化財課 青森市 経済部交流推進課 青森市 経済部観光課

要望項目	リモートワーク人材誘致に向けた支援と青森県独自の移住支援金制度の創設について (新規)		
要望先	国	内閣官房(まち・ひと・しごと創生本部事務局)、内閣府(地方創生推進事務局)	
	県	商工労働部(労政・能力開発課)、企画政策部(地域活力振興課)	
	その他		
関係法令	地域再生法、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律	事業主体	国、青森県

要 望 事 項 の 内 容	
<p>市では新型コロナウイルスの影響による生活様式・働き方の変化、地方への回帰志向の高まりを好機と捉え、リモートワーク人材の誘致を通じた移住促進策・受入態勢を研究するため、昨年10月13日に、青森商工会議所、青森公立大学と本市の産学官連携により「青森リモートワーク人材誘致研究会」を設立したところです。</p> <p>当研究会では、県から「リモートワーカー等移住促進モデル構築業務」を受託し、先進事例の調査・研究、体験プログラム等の開発、リモートワーク・ワーケーション体験などに取り組んでいるところでありますが、リモートワーク人材誘致については首都圏におけるPRや企業への働きかけ等、県と連携し一丸となって実施していく必要があります。</p> <p>また、国では東京一極集中の是正及び地方の担い手不足対応のため、東京23区に在住または通勤する方が、東京圏外へ移住し、就業を行う場合に、移住支援金を交付する地方創生移住支援事業を実施しており、令和3年度には対象要件を拡大し、テレワークで仕事を継続しながら地方に移住した方に対しても支援金を交付しております。</p> <p>さらに隣県の秋田県においては、国の移住支援金の対象とならない、東京圏以外から秋田県にリモートワーク移住する世帯に対し、50万円助成する「リモートワーク移住支援金」や、移住後、リモートワークを行うための交通費などに係る費用の2分の1以内の額を1年目は最大100万円、2・3年目は最大60万円助成する「リモートワークで秋田暮らし支援金」を創設し、3年間で最大270万円の助成をしております。</p> <p>このような中、本市では令和3年度より、国の移住支援金の対象とならない、東京23区以外から本市へ移住し、起業、就業又はリモートワークするかたへ、引越し等に係る費用の2分の1以内、世帯当たり上限25万円に、同居の子どもがいる場合1人につき5万円を加算して助成する「青森市新しい働き方移住支援金」や、移住後、リモートワークを行うための交通費などに係る費用の2分の1以内の額を年間最大36万円、最長3年間助成する「青森市リモートワーク活動支援金」を創設しておりますが、前述の秋田県と支援額等において差が生じている状況であり、また、市町村単独での財政支援には限界があります。</p> <p>つきましては、国の移住支援金の対象とならない移住者に対する支援額等の隣県との差を解消する必要があるものと考えております。</p> <p>以上を踏まえ、次の事項について特段の御配慮をいただきたい。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. リモートワーク人材誘致に向けた支援 2. リモートワーカー等移住促進モデル構築業務の令和4年度における継続 3. 青森県独自の移住支援金制度の創設 	

現 在 ま で の 主 な 経 緯 ・ 参 考 事 項	
平成31年度	(国) 地方創生推進交付金制度運用開始(交付要件: 起業・就業) (市) 移住支援金制度運用開始(交付要件: 起業)
令和2年12月	(国) 地方創生交付金要件拡充(追加要件: テレワーク)
令和3年度	(市) 移住支援金交付要件拡充(追加要件: 就業・テレワーク)
令和3年7月	(市) 移住支援金交付要件拡充(追加要件: 関係人口・専門人材)

担当部署名	青森市 企画部企画調整課
-------	--------------

要望項目	短命県・短命市返上に向けた取組の促進について（継続）		
要望先	国		
	県	健康福祉部（高齢福祉保険課、がん・生活習慣病対策課）	
	その他		
関係法令	地域保健法、健康増進法、高齢者の医療の確保に関する法律	事業主体	青森県、青森市

要 望 事 項 の 内 容
<p>短命県返上に向けては、短命市である本市を含め、全県的に早世の減少への対策が重要であり、青壮年期層の健診及びがん検診等の受診状況の分析は不可欠であります。</p> <p>本市では、国保被保険者の健診データや市のがん検診受診状況等のデータ分析を土台に、平成 29 年度に協会けんぽとの連携協定を締結し、市民の約 7 割に相当する健診・検診データの共同分析を進め、「がん予防」「肥満・糖尿病予防」「たばこ対策」に重点を置いた取組を進めております。令和元年 7 月には、市民の健診・検診データの分析により、世代別や地区別の健康課題や予防戦略を体系的にわかりやすく見える化した、青森市オリジナルの「あおり生活習慣病予防ガイド」を発行し、保健師・栄養士による健康教育や健康づくりリーダー等による地域活動を通じ、市民の受診行動の促進や生活習慣の改善等、ヘルスリテラシー向上を図っています。</p> <p>今後も、短命市返上のため、市民の健康の変化などが見える化し、健康寿命の延伸に向けた取組を進めていくためには、本市はもとより各市町村が活用できるよう、各医療保険者が管理している健診及びがん検診等のデータの分析評価を行っていく仕組みの構築が必要です。</p> <p>県においては、国へ、全国衛生部長会を通じ、特定健診や特定保健指導、がん検診等のデータ分析結果を早期に県・市町村へ還元する体制の整備を継続して要望していること、また、職域で行われるがん検診データも含めて市町村が一元的に管理する仕組みの構築について要望していることを踏まえ、以下の事項の実現に向け、引き続き、国への働きかけについて特段の御配慮をいただきたい。</p> <p>1. 各医療保険者が管理している健診データ等を県単位、市町村単位で分析評価する仕組みの整備</p>

現 在 ま で の 主 な 経 緯 ・ 参 考 事 項	
<p><市における短命市返上に向けたこれまでの取組></p> <p>○平成 29 年 4 月 市民の健康寿命延伸に向けた取組を効果的に推進していくため、健康福祉部を福祉部と保健部へ再編し、保健部健康づくり推進課内に「健康寿命対策室」を設置。市民の健康寿命延伸に向け、保健・医療、地域、企業、教育機関等関係団体により構成する「青森市健康寿命延伸会議」と連携し、市民の健康と寿命に影響を及ぼす、がん、肥満・糖尿病、たばこ対策に重点を置き、地域・職域で健康づくり活動を推進する健康づくりリーダー等の人材育成も行いながら、市民総ぐるみの健康づくり運動を推進</p> <p>○平成 29 年 9 月 協会けんぽと「健康づくりの推進に向けた包括的な連携に関する協定」を提携し、健診・検診データの共同分析を実施</p> <p>○平成 30 年 10 月 「青森市生活習慣病予防戦略検討会」を開催し、体系的な生活習慣病予防戦略を検討・整理</p> <p>○平成 31 年 3 月 「青森市糖尿病性腎症重症化予防プログラム」を策定</p> <p>○令和元年 7 月 青森市オリジナルの「あおり生活習慣病予防ガイド」を発行</p> <p>○令和 3 年 2 月 「青森市健康寿命延伸計画」一部改定</p>	
担当部署名	青森市 保健部健康づくり推進課

要望項目	河川改修等の整備促進について（継続）		
要望先	国	国土交通省（水管理・国土保全局（治水課））	
	県	県土整備部（河川砂防課）	
	その他		
関係法令	河川法	事業主体	青森県、青森市

要 望 事 項 の 内 容
<p>本市における河川流域一帯の治水・防災対策と河川環境の向上等を図るため、市内各河川の整備が着実に進められてきているところであります。</p> <p>堤川水系の堤川及び駒込川につきましては、河道改修や下湯ダム等の完成により、駒込川合流点から上流の堤川は、概ね 1/100 の治水安全度が確保されておりますが、駒込川は、治水安全度が依然として低い状況にあります。このことから、駒込川の治水安全度を確保するため、令和元年度から着手された駒込ダム本体建設工事の着実な推進が必要であります。</p> <p>天田内川水系天田内川は、河口から約 1.4km 区間の暫定断面による河道拡幅及び、中流部の約 1.3km が暫定断面により供用開始されております。引き続き、天田内川の治水安全度の確保に向けては、河道掘削や護岸整備工事の着実な推進が必要であります。</p> <p>貴船川水系貴船川は、都市基盤河川改修事業により本市が事業主体となり整備を行ってきており、河口から約 150m の河道拡幅が完了しているところであります。今後の改修区間のうち、市道橋、鉄道橋、県道橋が約 100m の区間で連続している橋梁架替は難工事が予想され、施工協議・監理等に高度な技術を必要とするとともに、多額の事業費を要します。</p> <p>つきましては、本市における河川流域一帯の治水・防災対策と河川環境の向上等を図るため、次の河川の整備促進について特段の御配慮をいただきたい。</p> <p>1. 駒込ダム建設事業の促進 2. 天田内川河川改修事業の促進 3. 貴船川河川改修事業の促進</p>

現在までの主な経緯・参考事項		
全体計画	令和2年度までの事業費	令和3年度事業費
(1)駒込ダム建設事業 S57～R13 約 450 億円	13,261 百万円	950 百万円
(2)天田内川河川改修事業 S49～R10 総合流域防災事業 約 78 億円	6,320 百万円	70 百万円
(3)貴船川河川改修事業 H16～R3(延伸予定) 貴船川都市基盤河川改修事業 約 45 億円	1,817 百万円	45 百万円
担当部署名	青森市 都市整備部公園河川課	

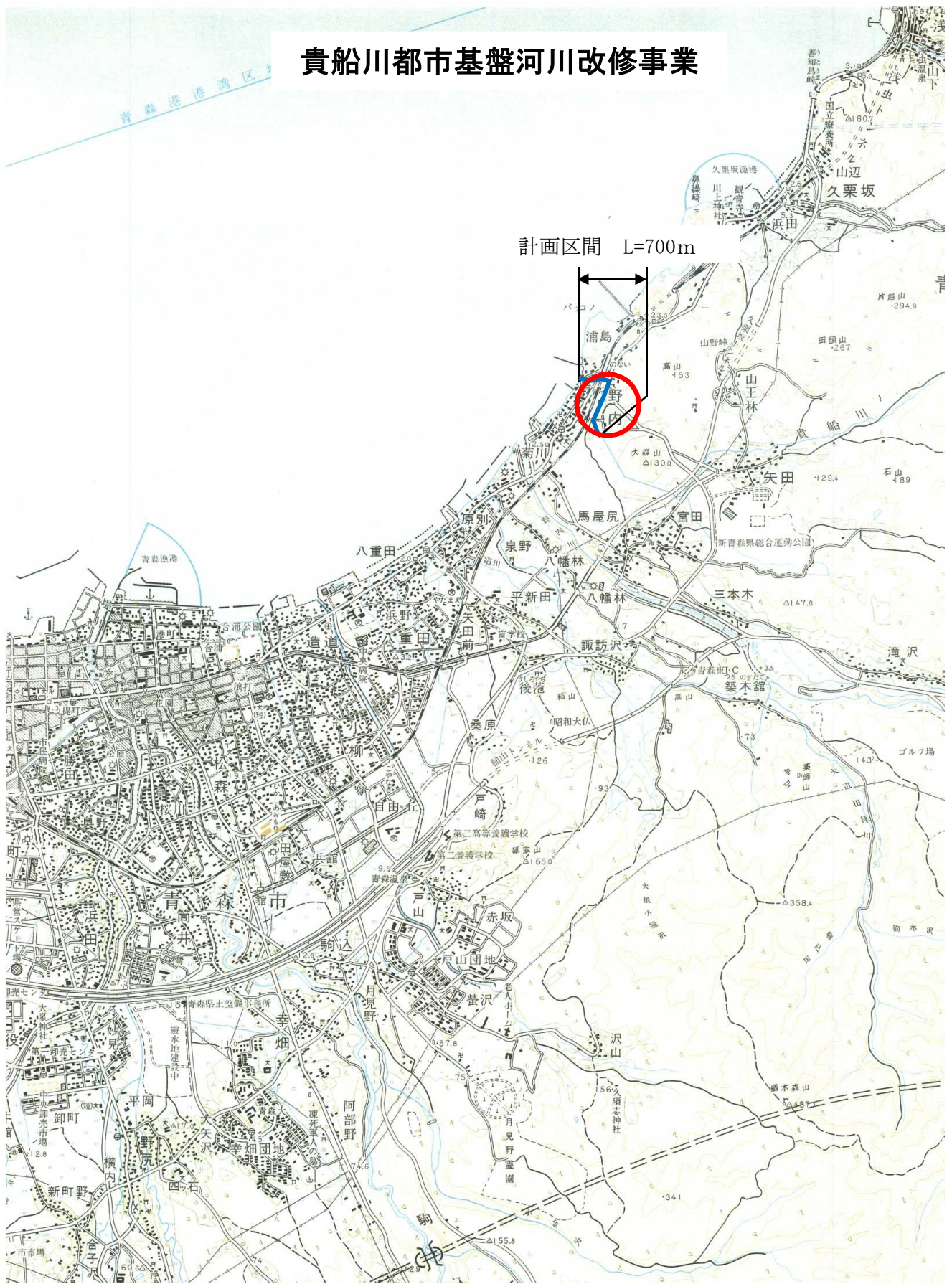
駒込ダム建設事業



ダム本体
重力式コンクリートダム
総貯水容量 780万 m^3



貴船川都市基盤河川改修事業



要望項目	一般国道7号等の整備促進について（継続）		
要望先	国	国土交通省（道路局（総務課、企画課、国道・技術課））	
	県	県土整備部（道路課）	
	その他		
関係法令	道路法、道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律	事業主体	国

要 望 事 項 の 内 容
<p>一般国道7号青森環状道路は、本市の市街地を東西に横断する同7号及び4号の交通渋滞の解消と東北縦貫自動車道青森 IC と市街地を直結する目的で、青森西バイパスから青森東バイパスまでを結ぶ外環状線として整備が進められ、総延長16.6kmのうち、約10.7kmが4車線で供用されております。</p> <p>しかしながら、青森西バイパスと青森 IC 及び市街地を結ぶ区間がまだ2車線のままのためボトルネックとなっており、特に冬期間は交通障害が発生するなど、市民生活に大きな影響を及ぼしていることから、早期に全線4車線化する必要があります。</p> <p>一般国道7号浪岡バイパスは、本市と弘前市・五所川原市地区とのアクセス強化と浪岡地区内の交通混雑や冬期の交通障害の解消を目的として整備が進められ、総延長12.6kmのうち、約10.5kmが供用されております。</p> <p>しかしながら、残区間約2.1kmにつきましては、平成22年度から事業が休止されており、線形不良による交通障害が発生するなど、市民生活に影響を及ぼしていることから、早期に事業再開する必要があります。</p> <p>東北縦貫自動車道八戸線（八戸～青森間）は、県都である本市と南部地域の主要都市である八戸市を結ぶ本県の重要な路線であり、その整備につきましては代替路線のない区間である上北自動車道（23.8km）のうち、上北道路及び上北天間林道路が供用済みとなっており、残区間である天間林道路（8.3km）につきましては、令和4年に開通との見通しが示されたところであります。</p> <p>また、七戸～青森間につきましては、国と県が設立した「青森・南部地域道路ネットワーク検討会」において整備方針等の検討が行われているところであります。</p> <p>当該路線は、本県の経済活性化と地域の発展のみならず災害時における広域的な避難や支援物資の輸送など、命の道としての人流・物流確保のためにも、早期の整備が必要であります。</p> <p>つきましては、各路線の状況を鑑み、次の事項について特段の御配慮をいただきたい。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 一般国道7号青森環状道路の4車線化の整備促進 2. 一般国道7号浪岡バイパスの早期完成 3. 一般国道45号「天間林道路」の早期供用開始 4. 東北縦貫自動車道八戸線の七戸～青森間の機能強化

現在までの主な経緯・参考事項	
<p>一般国道7号青森環状道路（延長16.6km）</p> <p>平成14年11月 全線暫定供用</p> <p>平成21年7月 青森市大字筒井～大字後沓間（延長4.4km）の4車線供用により、延長16.6kmのうち10.7kmが4車線化</p> <p>一般国道7号浪岡バイパス（延長12.6km）</p> <p>昭和62年10月 浪岡五所川原道路入口付近～一般国道101号（1.6km）暫定2車線供用</p> <p>平成6年3月 浪岡跨線橋付近～主要地方道青森浪岡線入口付近（2.1km）暫定2車線供用</p> <p>平成16年11月 主要地方道青森浪岡線入口付近～浪岡五所川原道路入口（2.7km）・一般国道101号交差点付近～大釈迦峠（2.0km）暫定2車線供用</p> <p>平成21年11月 青森市浪岡大字下十川字扇田～浪岡大字女鹿沢字西花岡（延長約2.1km）暫定2車線供用</p> <p>東北縦貫自動車道八戸線（上北自動車道（延長23.8km））</p> <p>平成25年3月 上北自動車道上北道路（7.7km）供用開始</p> <p>平成30年2月 第1回青森・南部地域道路ネットワーク検討会（七戸～青森間の検討）</p> <p>平成30年5月 第2回青森・南部地域道路ネットワーク検討会（七戸～青森間の検討）</p> <p>平成31年3月 上北自動車道上北天間林道路（7.8km）供用開始</p> <p>令和2年1月 第3回青森・南部地域道路ネットワーク検討会（七戸～青森間の検討）</p>	
担当部署名	青森市 都市整備部道路建設課 青森市 浪岡振興部都市整備課

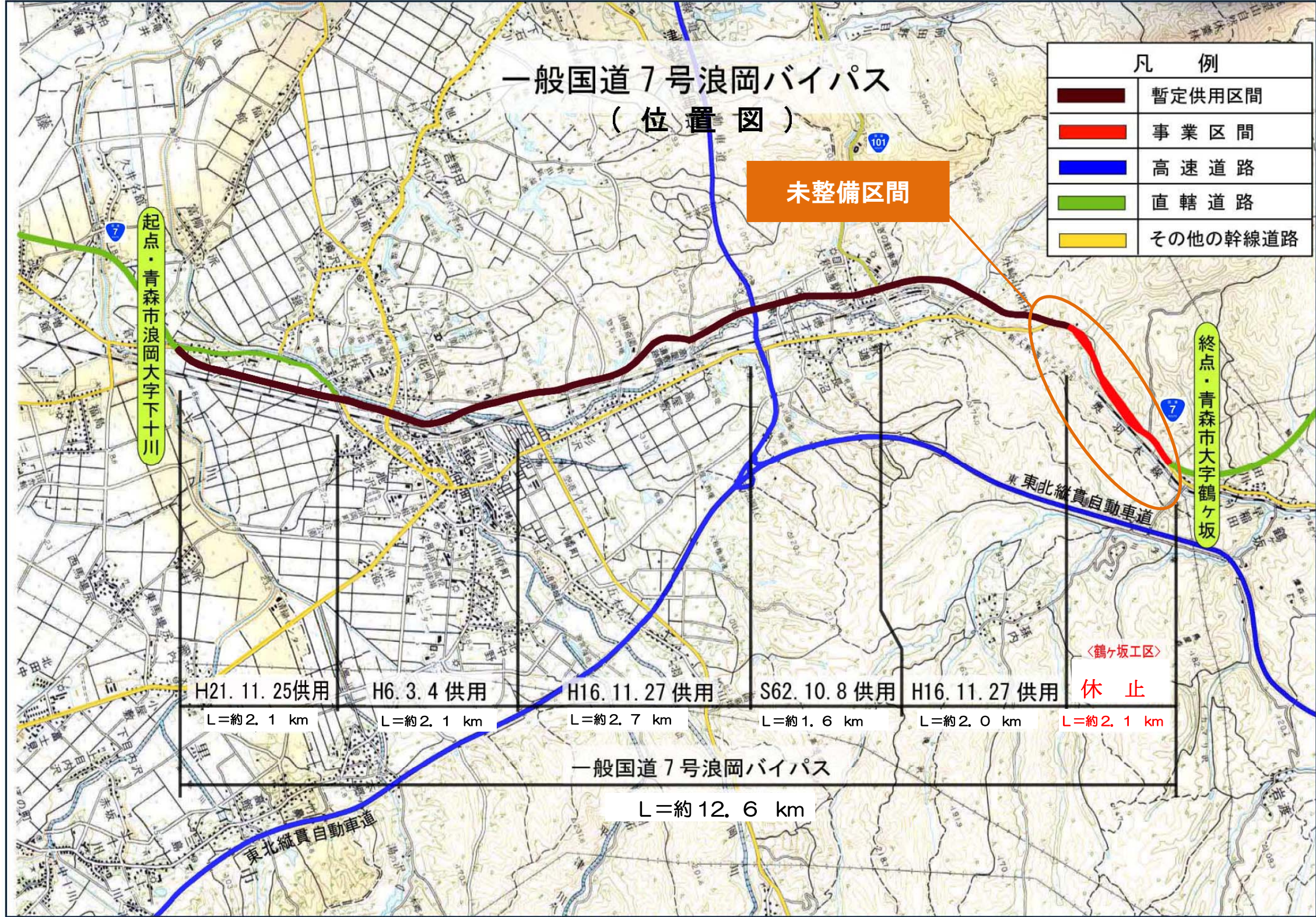
一般国道7号青森環状道路

(位置図)

凡 例	
	4車線供用区間
	暫定供用区間
	東北縦貫自動車道
	直轄国道
	その他の幹線道路



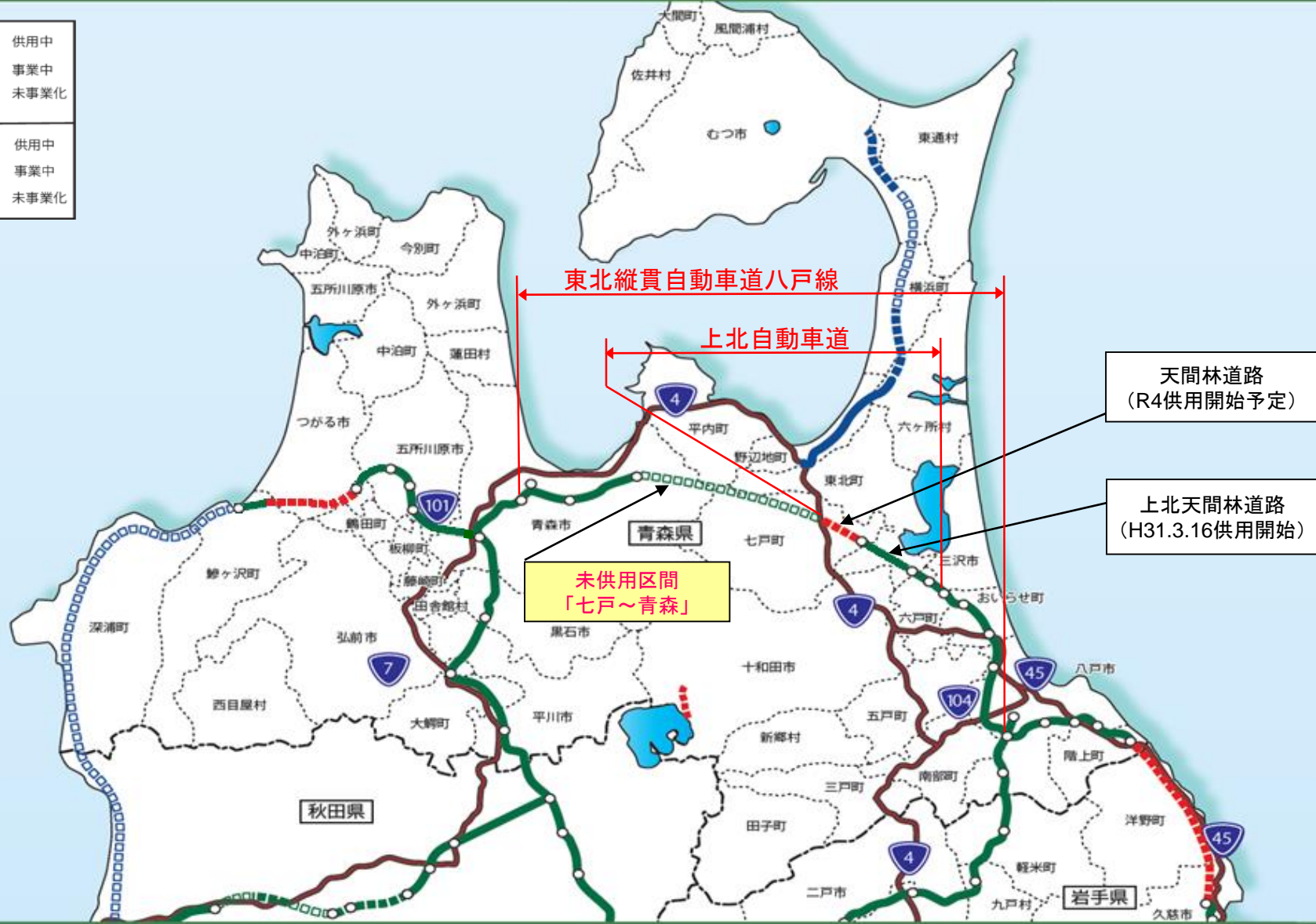
一般国道7号等の整備促進について (青森環状道路)



一般国道7号等の整備促進について (浪岡バイパス)

青森県内主要幹線道路網

高規格道路		供用中
		事業中
		未事業化
地域高規格道路		供用中
		事業中
		未事業化



一般国道7号等の整備促進について(上北自動車道・未供用区間「七戸～青森」)

要望項目	雪総合対策の推進について（継続【一部新規】）		
要望先	国	国土交通省（国土政策局（地方振興課）、不動産・建設経済局（建設業課）、大臣官房（技術調査課）、道路局（企画課、環境安全・防災課）、総務省（自治財政局（財政課））	
	県	総務部（市町村課）、県土整備部（道路課）、企画政策部（地域活力振興課）	
	その他		
関係法令	豪雪地帯対策特別措置法 積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律	事業主体	国、青森県、青森市

要望事項の内容	
<p>本市は、県庁所在地としては全国で唯一、市域全体が特別豪雪地帯に指定されており、人口 30 万人規模の都市としては、国内はもとより世界でも有数の多雪都市であることから、市民の雪処理への関心が高く、冬期間の安全・安心のための雪対策の充実が求められています。</p> <p>本市では、「青森市雪対策基本計画」（令和 2 年度）を策定し、「冬期間における安全で安心な道路環境の確保」、「冬期間における災害に強いまちの機能の確保」など総合的な雪対策を推進しており、令和元年度においては、「あおもりスマートシティ協議会」を設立し、官民連携の下、除排雪業務の効率化・省力化に関する調査・研究を進めているところです。</p> <p>しかしながら、毎年の恒常的な降積雪や近年の労務単価の上昇などにより、雪処理に要する財政負担に苦慮していることに加え、雪対策の担い手である除排雪事業者における人手不足と厳しい経営環境、また、急速な少子高齢化に伴う住民の自助による雪への対応力の低下など、依然として冬期間における都市機能の維持や市民生活の安定を図る上で課題が多く、国及び県との更なる連携・支援を必要としております。</p> <p>昨冬においては、まとまった降雪が続き、積雪が急激に増加したことから、屋根雪処理が困難な世帯に対する緊急対策として、市職員で構成するスノーレスキュー隊を派遣するとともに、通学路等の歩道の安全を確保するため、市が所有するタイヤショベルやトラック及び小型除雪機により機動的に除排雪を実施したところです。</p> <p>さらに、市民からの問い合わせ等に対応するため、電話回線を増やし、全庁で対応したほか、ホームページで除排雪作業の進捗状況を公開するなど市民サービスの向上に努めたところです。</p> <p>つきましては、豪雪地帯対策特別措置法に基づく豪雪地帯対策基本計画及び青森県基本計画「『選ばれる青森』への挑戦」に基づく各種雪対策の一層の強化・充実を図っていただくほか、次の事項について特段の御配慮をいただきたい。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 豪雪地帯における市道の除排雪事業に対する支援の強化及び社会資本整備総合交付金などの財源の確保 2. 除雪、道路状況等に関する情報提供の強化及び国、県、市の除排雪体制の連携強化 3. 流・融雪溝整備に対する補助の充実及び県道への流・融雪溝の整備促進 4. 国道・県道における冬期バリアフリー対策の推進及び市道における冬期バリアフリー対策に対する支援 5. ICT や AI 技術等を活用した除排雪の省力化・効率化に関する取組への支援 6. 除排雪の担い手である除排雪事業者の確保と育成を図る施策の推進 7. 国・県・市、住民、ボランティア等が協力できる、連絡・調整、応援体制の強化 8. 通学路等歩道の安全確保や屋根雪処理が困難な世帯に対する除排雪等、緊急を要する経費への財政措置 	

現在までの主な経緯・参考事項												
平成 27 年 10 月	「第 2 期青森市冬期バリアフリー計画」策定											
平成 29 年 12 月	青森港本港地区緑地（浜町）雪処理施設供用開始											
令和 元年 10 月	「あおもりスマートシティ協議会」設立											
令和 3 年 3 月	「青森市雪対策基本計画」策定											
※データ：気象庁												
年度 区分	平成23	平成24	平成25	平成26	平成27	平成28	平成29	平成30	令和元	令和2	過去10カ年の平均	
最深積雪	152	142	87	123	107	56	110	97	38	129	104	
累積降雪量	761	697	630	576	556	474	659	546	263	483	565	

担当部署名	青森市 都市整備部道路維持課 青森市 都市整備部道路建設課 青森市 浪岡振興部都市整備課
-------	--

要望項目	都市計画道路の整備促進について（継続）		
要望先	国	国土交通省（都市局（街路交通施設課）、道路局（環境安全・防災課））	
	県	県土整備部（都市計画課、道路課）	
	その他		
関係法令	都市計画法、道路法、道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律	事業主体	青森県、青森市

要 望 事 項 の 内 容
<p>本市市街地における道路交通状況につきましては、国・県の御支援・御協力により、着実に道路整備が進められ、交通混雑の解消が図られております。</p> <p>しかしながら、一部路線では慢性的な交通渋滞が発生し、特に冬季積雪時においては、その状況が一層厳しくなり、市民生活のみならず地域の経済活動にも大きな影響を及ぼしていることから、交通の円滑化を図るための道路整備を促進する必要があります。</p> <p>つきましては、次の路線について県による整備促進及び未着手路線の早期事業着手に特段の御配慮をいただきたい。</p> <p>あわせて、本市による道路整備事業の更なる推進を図るための社会資本整備総合交付金の配分についても、特段の御配慮をいただきたい。</p> <ol style="list-style-type: none"> 3・5・4号 堤町通り浜田線（奥野） 3・4・2号 西滝新城線（新城） 3・2・4号 石江西田沢線（鉄道立体交差部） 3・4・1号 浦島造道線（原別）

現 在 ま で の 主 な 経 緯 ・ 参 考 事 項															
○事業着手済路線															
<table border="1"> <thead> <tr> <th>路線名</th> <th>事業主体</th> <th>事業期間</th> <th>計画内容</th> <th>全体事業費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3・5・4号 堤町通り浜田線（奥野）</td> <td>県</td> <td>H24～R5</td> <td>L=490m W=15～18m</td> <td>2,090百万円</td> </tr> <tr> <td>3・4・2号 西滝新城線（新城1）</td> <td>県</td> <td>R2～R6</td> <td>L=570m W=18m</td> <td>2,050百万円</td> </tr> </tbody> </table>	路線名	事業主体	事業期間	計画内容	全体事業費	3・5・4号 堤町通り浜田線（奥野）	県	H24～R5	L=490m W=15～18m	2,090百万円	3・4・2号 西滝新城線（新城1）	県	R2～R6	L=570m W=18m	2,050百万円
路線名	事業主体	事業期間	計画内容	全体事業費											
3・5・4号 堤町通り浜田線（奥野）	県	H24～R5	L=490m W=15～18m	2,090百万円											
3・4・2号 西滝新城線（新城1）	県	R2～R6	L=570m W=18m	2,050百万円											
○事業未着手路線															
<p>3・2・4号 石江西田沢線（鉄道立体交差部）</p> <p>3・4・1号 浦島造道線（原別）</p>															

担当部署名

青森市 都市整備部道路建設課



都市計画事業一般平面図

県施工事業

- 着手済
- - 未着手

3・4・1号浦島造道線(原別)

3・2・4号石江西田沢線
(鉄道立体交差部)

3・5・4号堤町通り浜田線(奥野)
H24~R5年度 L=490m W=15m~18m

3・4・2号西滝新城線(新城1)
R2~R6年度 L=570m W=18m

3・4・2号西滝新城線(新城)

都市計画道路の整備促進について

